

一関市起業支援推進会議設置要綱

(設置)

第1 働く場を増やし、稼ぐ力を高め、地域経済の活性化に向けた取組を推進するため、一関市起業支援推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) エコシステムの構築に関すること。
- (2) 起業環境の整備に関すること。
- (3) 起業家の育成と支援に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 一関商工会議所の職員
- (2) 金融機関等に勤務する者
- (3) 市内で起業した者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、商工労働部起業支援室長をもって充てる。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

(庶務)

第6 会議の庶務は、商工労働部起業支援室において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議し、定める。